

🗑️ 小山市は、資源回収をバックアップします 🗑️

小山市では、
有価物(古新聞、雑誌、古着など)を
集団回収した団体に
報償金を交付しています。



②実施打ち合わせ

何日の何時に実施することを業者(市指定)と
団体に話し合う。



④引き渡し

業者へ引き渡しをして伝票に記入してもらう。

報償金の交付を受けるまで



①市へ登録(届出)

自治会や子供会、PTA、老人会など、団体として登録する。なお、団体の代表者も決めておく。
届出書は、市環境課にあります。



③回収運動開始

場所を決め、みんなで1ヶ所に集める。

⑤市へ申請

業者からもらう売却領収書の片方(実績報告書)を
市に提出する。

領収書(団体に控える)

実績報告書(申請用)



⑥報償金の交付

市から団体へ報償金の交付(年2回)。団体で有効に
役立ててください。

【4月～9月提出分……10月交付】
【10月～3月提出分……4月交付】

● 資源回収報償金一覧 ●

	品目	単位	報償金
紙類	新聞紙	1kg	4円
	雑誌など		
	ダンボールなど		
金属類	アルミ缶	1kg	4円
	スチール缶		
びん類 ※	金属類		
	ペットボトル		

※ びん類は1本を700gとして計算
他、1回の回収に対し1,000円(年間12回まで)

● お問い合わせ ●

小山市役所環境課
電話:0285(22)9286